

## 「景気対応緊急保証」終了及び今後の資金繰り支援策について

「景気対応緊急保証」は平成23年3月31日で取扱い終了します。年度末に向けてご利用が増加し、窓口の混雑が予想されますので、ご相談、お申込はお早めをお願いいたします。

### ➤ 認定要件

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 市町村長の認定を受け、次の（イ）～（ハ）のいずれかに該当する中小企業者。 |   |
| （イ）                                  | 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比3%以上減少していること。  |
| （ロ）                                  | 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格に転嫁できていない中小企業者。  |
| （ハ）                                  | 最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比3%以上減少していること。  |
| （ニ）                                  | 新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。 |
| （ホ）                                  | 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期の月平均売上高に比して3%以上減少していること。   |
| （ヘ）                                  | 鳥インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。 |

### ➤ 概要

|       |                     |      |                    |
|-------|---------------------|------|--------------------|
| 保証限度額 | 2億8,000万円（一般保証とは別枠） | 保証期間 | 10年以内（据置期間2年以内を含む） |
| 保証料率  | 0.8%以下              | 担保   | 必要に応じて徴求します。       |
| 保証割合  | 100%（責任共有対象外）       | 保証人  | 原則として法人代表者以外は不要です。 |

市区町村の認定を受けられた中小企業者につきましては、4月以降も引き続きセーフティネット保証（5号）をご利用いただけます。対象業種から除外された中小企業者につきましても、一般保証制度や借換保証制度等は、これまで同様ご利用いただけます。また、小規模企業向けの小口保証制度、セーフティネット保証制度、創業者向けの保証制度等は来年度も100%保証を継続してまいりますので、ご利用をお考えの方は、当協会までお問い合わせください。

※対象業種については、中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）にてご確認ください。

※保証協会や金融機関による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

当協会では、中小企業の皆さまの金融相談にお応えするため、以下のとおり営業時間の拡充をしております。お気軽にご相談ください。

#### ■期間 平成23年3月1日（火）～31日（木）

- ・平日は、営業時間終了後（午後5時15分）から午後7時まで、電話による相談業務を行います。
- ・土日・祝日は、午前9時から午後5時まで、電話による相談業務を行います。

#### 【お問い合わせ先】

保証部 保証一課 097-532-8246 保証二課 097-532-8247  
経営支援室 097-532-8295